

2008年10月23日
法文化学会事務局

第11回 法文化学会研究大会 開催案内

ニューズレターNo.9ですでお知らせいたしましたように、下記の日時・場所において第11回法文化学会研究を開催いたします。なお、昼食後の休憩時間を利用して、メモリアルアカデミウム内のサヴィニーミュージアムや横浜地方裁判所陪審法廷の見学会を予定いたしております。ふるってご参加ください。

日程： 11月29日（土） 午前10:00より（受付：午前9：30より）
会場： 桐蔭横浜大学 メモリアルアカデミウムB2F ポロニアホール
〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614
テーマ： 名誉の原理

- * 大会参加費 1500円および懇親会費 5000円（予定）につきましては、大会当日受付にて徴収いたしますので、予めご了承ください。なお学会費に未納のある方は、受付の際にあわせてお支払いいただけましたら幸いです。
- * 本総会では、学会規約の改正（学会役員に関する制度改正、みなし退会制度の導入等）について審議をお願いする予定ですので、本状をもって議題として通知いたします（規約第19条）。

研究大会に関してのお問い合わせ先

法文化学会事務局

- ・郵便：〒186-8601
東京都国立市中2-1 一橋大学大学院法学研究科内 法文化学会事務局
- ・E-mail：admin@legalculture.org

または、開催校（桐蔭横浜大学）

- ・郵便：〒225-8502
横浜市青葉区鉄町1614 桐蔭横浜大学法学部（出口研究室）
- ・FAX：045-974-5018
- ・E-mail：ydeguchi@cc.toin.ac.jp

第11回研究大会プログラム

テーマ:名譽の原理

- 10:00 開会挨拶
第1報告(自由報告):
周 圓(一橋大学)
「中国・清朝後期における国際法の受容 『万国公法』と丁韞良を中心に」
- 11:00 第2報告(自由報告):
中野 雅紀(茨城大学)
「人権類型論再考 法実証主義的地位理論から現代討議理論における基本的人権の位置づけの変容について 」
- 12:00~13:30 休憩
12:40より、メモリアルアカデミウム見学ツアー(希望者のみ)
- 13:30~14:15 総会
- 14:15 第3報告(テーマ報告):
洪 英(九州大学)
「中国における名譽権に関する憲法論議」
- 15:15~15:45 休憩
- 15:45 第4報告(テーマ報告):
谷口 眞子(早稲田大学)
「名譽と紀律化 日本近世の法文化 」
- 16:45 第5報告(テーマ報告):
岩波 敦子(慶應義塾大学)
「名譽の喪失と回復 中世ヨーロッパの法文化から 」
- 18:00~ 懇親会 カフェ・ポロニア(メモリアルアカデミウム2F)

報告要旨

第1報告：中国・清朝後期における国際法の受容 『万国公法』と丁韞良を中心に 周 圓（一橋大学）

1860年代、中国に滞在したアメリカ長老会宣教師丁韞良（William A. P. Martin）は、清政府の要求に応じ、アメリカの高名な国際法学者惠頓（Henry Wheaton）の大著 Elements of International Law (1836) を中国語に訳し、『万国公法』と名づけた。約八万字あるこの訳書は、清朝後期の中国にとって西欧諸国と西欧近代国際法を知る啓蒙的な書物となり、清政府の外交実践に变革を呼び起こし、思想界にも深遠な影響をもたらした。

本報告では、中国語と英語の資料を照合した上、(一)丁韞良の生涯を追い、宣教師、翻訳家、教育者といった彼の多彩な活動を紹介すること、(二)『万国公法』の内容およびそれが翻訳出版された背景を分析し、訳書としての価値を検討すること、ならびに(三)西欧近代国際法の吸収と運用を巡る清政府の思惑を究明することを趣旨とし、19世紀後半において中国が国際法を受容する経緯を論ずる。

第2報告：人権類型論再考 法実証主義的地位理論から現代討議理論における 基本的人権の位置づけの変容について

中野雅紀(茨城大学)

近時、違憲審査基準論、とりわけ二重の基準論へのいささか、強引とも言える人権類型の当て嵌めの反省から、その類木を離れ人権の類型論の再構築を行おうとする憲法研究者が増えてきているように思われる。わが国の人権類型論はドイツ法実証主義者のG.イェリネックの『公権論』を翻訳・導入した宮沢俊義氏の理論から、英米のI.バーリンの『自由論』による人権類型に基づいた理論にいたるまで、その内容を継受にさいして日本流に変容させながらさまざまな展開をみてきた。またここ十年は、そもそもその祖形となったイェリネックの地位理論のそれぞれの地位の「内容」が、都合よく現代風にアレンジされているのではないかという批判もなされるようになってきている。

本報告においてはこの限界を踏まえた上で、この限界の議論に留まるだけでなく人権の基礎づけからこれまでの議論ではその分類が不明瞭であった「平等」等の憲法原則の位置づけ等についての試論も提示しようと考えている。

第3報告：中国における名誉権に関する憲法論議

洪 英（九州大学）

中国において、80年代以降、名誉権に関する事件は大幅に増加しているが、名誉権の侵害について、主に、実定法の解釈レベルで、誹謗や侮辱罪の成立、損害賠償の認定を通して解決し、もっぱら刑法、民法における実定法解釈の問題に委ねられてきており、名誉毀損法制における憲法論の不在が指摘されている。他方、近年、表現の自由が重要視されつつあり、民主主義を実現する有効なルートとしての表現の自由と名誉権の衝突が目立つようになりはじめ、憲法上の基本権としての表現の自由と名誉権の衝突を解決するためには、憲法上からの積極的な検討が必要であることへの共通認識ができてきている。しかし、名誉権が憲法上どう位置づけられるのかは、これまで十分議論されておらず、名誉自体が憲法上の価値であり、保障されている基本

的権利であることを新たに憲法の視点から分析する必要がある。その上、表現の自由と名誉権の衝突を解決する合理的な法秩序の構築が可能であり、これは憲法学の視点から研究しなければならず、憲法の価値基礎の提供が求められている。

本報告では、このような中国の現状に基づき、判例の紹介分析などを踏まえ、憲法の視点からの名誉権に関する論議を整理し、保護されるべき人格的価値として名誉を憲法的に再構成し、表現の自由と名誉権との衝突を解決するための憲法理論の構築を試みる。

第4報告：名誉と紀律化 日本近世の法文化

谷口眞子(早稲田大学)

ヨーロッパの「近世化」は、常備軍・警察・官僚制などの整備のほか「社会的紀律化」をともなっていた。これは、政治・経済・社会のあらゆる局面において、国家と社会の双方から秩序形成と自己抑制が求められ、人々が行住坐臥から社会活動・思考に至るまで統制される過程を指す。同様の傾向は日本でも、一七世紀後半から一八世紀にみられた。幕藩権力は都市・街道の安全確保や性風俗・賭博の取り締まりをはじめ、日常生活のあらゆる事柄について「触」を出して干渉した。「触」は伝統的な身分制秩序の維持を目的としており、ヨーロッパにおけるポリツァイ条令と類似した性格を持つ。

武士は軍人・官僚の両面をもつ統治階層として身分制社会の頂点に位置づけられ、その地位にともなう名誉を与えられた。権力は武士の服装や振る舞いを規制し、紛争を招くような言動や行動を処罰した。その代わりに、名誉毀損・侮辱の罪を犯した者を手打ちにする無礼討ちを認めた。武士に対する「無礼」の成敗は、武士の生命と名誉を守るための自己防衛と考えられたのである。

幕府や藩は家長の「家」支配に介入し、家長による奉公人の私的懲罰を禁じて、一般庶民も対象にした家族の近世化を進めた。親は子供を養育し、子供は親へ孝行する義務を負った。主従間の忠義や夫婦間の貞節も含め、このような道徳の不履行は処罰の対象となった。親や主人の敵を討つ敵討、あるいは妻の不倫に対して本夫が密夫密婦を殺害する妻敵討は、「家」や家族の名誉のための正当な実力行使とみなされた。敵討は人形浄瑠璃、歌舞伎、黄表紙などの文化媒体でとりあげられ、近世後期には庶民にも広まった。密通は本夫に「妻を寝取られた男」という不名誉をもたらし、「家」の管理不行き届きを示す行為だったことから、とりわけ武士には大きな問題であった。

こうして近世的名誉観は、社会的紀律化によって明確な形を取り、諸身分に共有される観念になっていった。

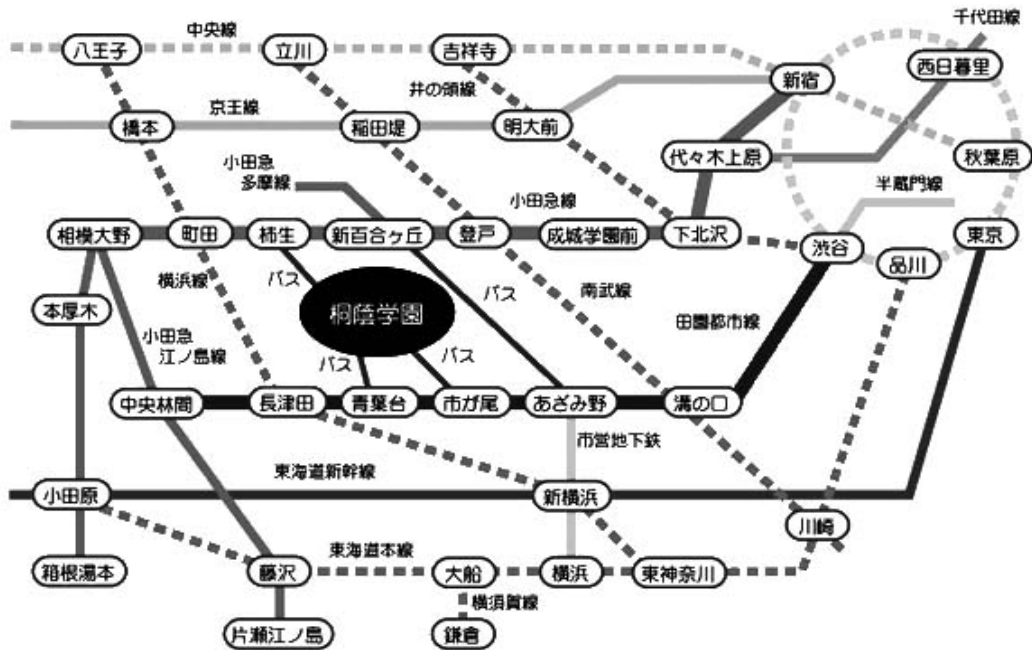
第5報告：名誉の喪失と回復 中世ヨーロッパの法文化から

岩波敦子(慶應義塾大学)

「名誉の原理」。欧米社会を貫くこの大きなテーマに、一つのクリアな歴史像を提示するのは容易ではない。ヨーロッパ中世社会の倫理・道徳観を規定した名誉の喪失とその回復は、正義への希求と平和維持のありかたに密接に関わっている。

本報告では、ナラティブな史料も検討しながら、音へと変換されたことばの呪縛力を軸に、紛争を回避し、コンセンサス形成を試みた人々の姿を通して、ヨーロッパ中世社会が志向した名誉の姿に接近してみたい。

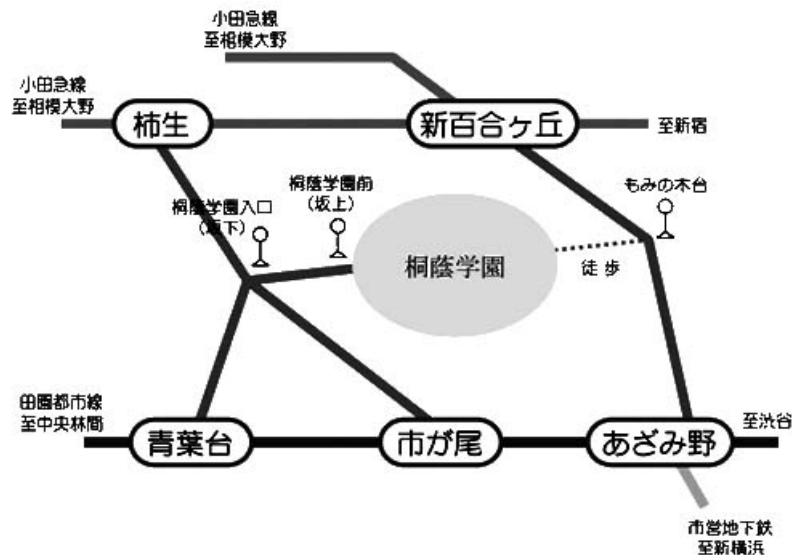
<アクセス案内>



渋谷より田園都市線：「あざみ野」下車（急行20分）→バス（10分+徒歩） / 「市が尾」下車（35分）
 →バス（10分） / 「青葉台」下車（急行25分）→バス（10分）
 新宿より小田急線：「柿生」下車（20分）→バス（10分） / 「新百合ヶ丘」下車（20分）
 →バス（20分+徒歩）

横浜より市営地下鉄線：「あざみ野」下車（27分）→バス（10分+徒歩）

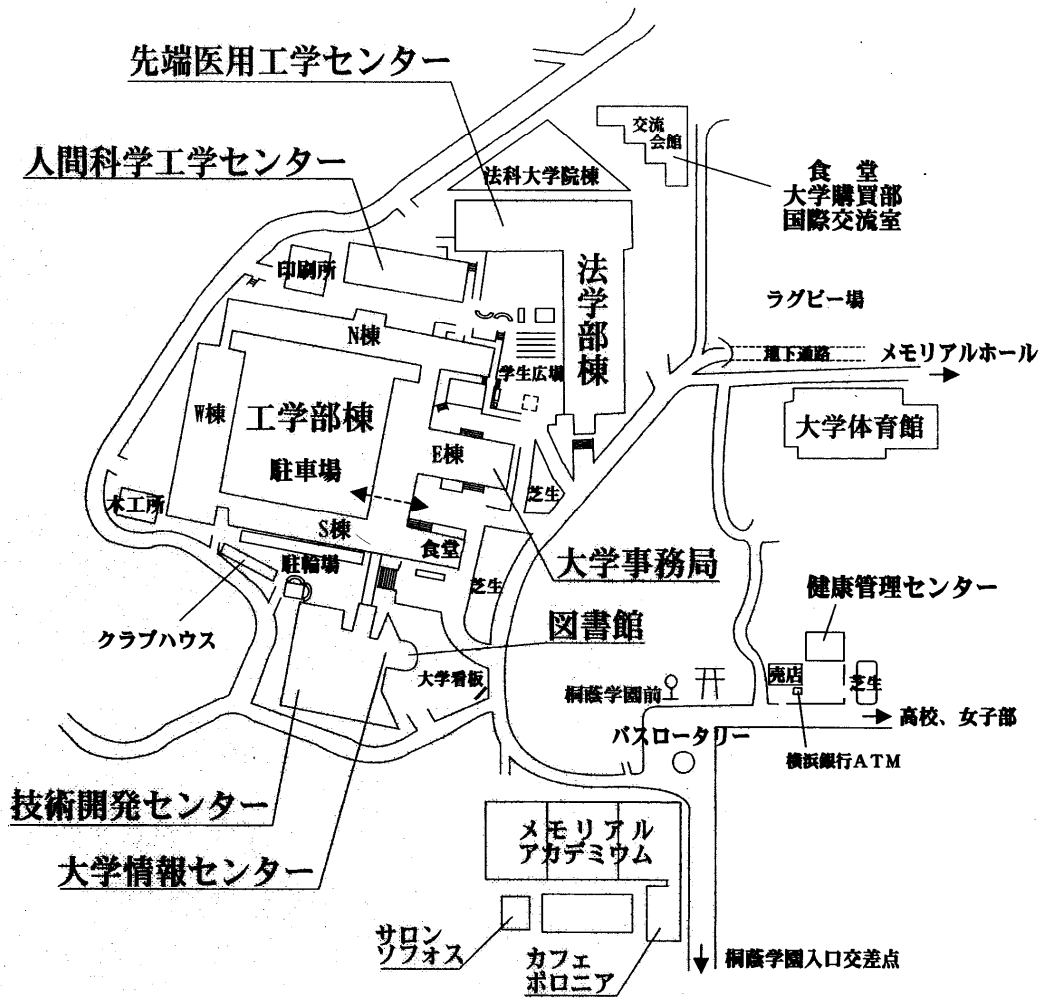
横浜より横浜線長津田のりかえ田園都市線：「青葉台」下車（27分）→バス（10分）



田園都市線青葉台駅より「桐蔭学園前」行（10分）：<桐蔭学園前（終点）>下車 /
 「市が尾駅」行（10分）：<桐蔭学園入口>下車
 田園都市線市が尾駅より「桐蔭学園前」行（10分）：<桐蔭学園前（終点）>下車 /
 「青葉台駅」行（10分）：<桐蔭学園入口>下車 / 「柿生駅北口」行（10分）：<桐蔭学園入口>下車
 小田急線柿生駅より「桐蔭学園前」行（10分）：<桐蔭学園前（終点）>下車 /
 「市が尾駅」行（10分）：<桐蔭学園入口>下車
 田園都市線あざみ野駅より「新百合ヶ丘駅」行（10分）：<もみの木台>下車後徒歩
 小田急線新百合ヶ丘駅より「あざみ野駅」行（20分）：<もみの木台>下車後徒歩

< キャンパス内案内図 >

桐蔭横浜大学案内図



タクシーのご案内

- ・メトロタクシー（東急田園都市線方面） 045-941-1717
- ・田園タクシー（東急田園都市線方面） 045-932-0100
- ・高砂タクシー（小田急線方面） 044-988-0148

法文化学会第11回大会開催校担当

出口 雄一 Tel / Fax : 045-984-5018 (直通)

e-mail: ydeguchi@cc.toin.ac.jp